

山鹿市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月18日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市地域総合整備資金貸付要綱（平成17年山鹿市告示第93号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「20億円」を「25億円」に改め、同条第4項及び第5項中「20億円」を「25億円」に、「30億円」を「38億円」に改める。

第7条中「4年」を「5年」に改める。

第8条中「償還期間は」の次に「、貸付対象事業に係る施設・整備の耐用年数を超えない範囲で」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、民間金融機関等からの借入金の償還期間との関係において、市が地域総合整備資金の償還期間を20年超とすることを求める場合、財団の総合的な調査・検討において、貸付対象事業の事業採算性が特に認められる等、合理的な理由がある場合に限り、30年（5年以内の据置期間を含む。）以内まで償還期間を延長できるものとする。

附則第3項中「20億円」を「25億円」に、「24億円」を「30億円」に改める。  
様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

（単位：百万円）

地域振興民間能力活用事業計画

年度案件

|  |   |                  |         |     |     |     |
|--|---|------------------|---------|-----|-----|-----|
| （ふりがな）<br>貸付対象事業名<br>（民間プロジェクト名）                             | （ ）   |                  |         |     |     |     |
| 貸付予定団体名（事業地域名）   | （ ）   |                  |         |     |     |     |
| （ふりがな）<br>民間事業者等名  | （ ）   |                  |         |     |     |     |
| 連帯保証予定者  |   |                  |         |     |     |     |
|  | 総 額   | 年度分              | 年度分     | 年度分 | 年度分 | 年度分 |
| 設備投資等の総額   |   |                  |         |     |     |     |
| 貸付対象事業費  |   |                  |         |     |     |     |
| ふるさと融資額  |   |                  |         |     |     |     |
| 民間金融機関等借入金額  |   |                  |         |     |     |     |
| 補助金額   |   |                  |         |     |     |     |
| ふるさと融資比率   | %   | %                | %       | %   | %   | %   |
| 貸付対象事業の概要（設備の取得等の期間： 年 月 日～ 年 月 日）                           |   |                  |         |     |     |     |
| 敷地（開発）面積   | m <sup>2</sup> （うち賃借面積                      | m <sup>2</sup> ） | 建物構造    |     |     |     |
| 建物延床面積   | m <sup>2</sup> （うち賃借面積                      | m <sup>2</sup> ） |         |     |     |     |
| 当該団体において支援しようとする趣旨・目的  |   |                  |         |     |     |     |
| 当該事業の基本計画等での位置付け等  |   |                  |         |     |     |     |
| 当該事業による地域の振興効果等  |   |                  |         |     |     |     |
| 地域総合整備資金貸付要綱第8条ただし書の規定に基づき、償還期間の延長を求める場合                     |   |                  |         |     |     |     |
| ① 償還期間を20年超とする理由（民間金融機関等からの借入金の償還期間や法定耐用年数も踏まえて記載すること。）      |   |                  |         |     |     |     |
| ② 事業採算性（事業継続性・償還確実性等）の観点から、延長しても問題ないことがわかる根拠<br>※別紙による提出も可   |   |                  |         |     |     |     |
| 稼働時における新規雇用者確保数 人（ 年 月 日稼働予定）<br>（うち直接雇用者確保数 人、うち間接雇用者確保数 人） |   |                  |         |     |     |     |
| 当該市町村の状況   | 人口  | 人                | 財政力指数   |     |     |     |
|  | 高齢化率  | %                | 人口増減率 % |     |     |     |
| 事業地における地域指定の状況<br>（該当箇所に○をつける）                               | 過疎・みなし過疎 離島 特別豪雪地域再生計画認定地域<br>定住自立圏 連携中枢都市圏 |                  |         |     |     |     |

|                         |   |       |
|-------------------------|---|-------|
| 事業の特例状況<br>(該当箇所に○をつける) | 市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」<br>(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う事業<br>再生可能エネルギー電気事業 地域脱炭素推進交付金の対象事業 |       |
| 貸付団体の財政状況               | 経常収支比率                    %   | 財政力指数 |
|                         | 実質公債費比率                %  |       |

附 則

この要綱は、令和8年5月18日から施行し、この要綱による改正後の山鹿市地域総合整備資金貸付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。